

暮らしの情報

次のようなときは、御連絡ください

次のような時は、表紙に記載のお客さまセンターへ御連絡ください。お届けの際は「検針票」等に記載されている「お客さま番号」又は住所をお知らせください。

なお、開始申込み、中止届及び請求先等変更届につきましては、3、4日前までに御連絡ください。

また、インターネットでのお申込みもできます。

1 水道を使用するとき。

●引っ越しをしてきたとき。

●家を新築・改築したとき。

※水道使用開始申込書に必要事項を記入し、郵送していただいても結構です。

・口座継続・クレジットカード継続について

都内（23区及び一部の多摩地区）での転居の場合、引っ越し後も転居前の口座又はクレジットカードでのお支払を引き続き利用することができます。

使用開始のお申込みの際、転居前のお客さま番号とともにお申し出ください。

2 水道の使用をやめるとき。

●引っ越しをしていくとき。

●家の改築や長期間留守にする等で一時水道を止めたいとき。

※お届出がないと、お使いになつていなくても基本料金が掛かりますので、注意してください。

※再度水道を使用するときは、使用開始のお申込みをしてください。

3 その他の変更があつたとき。

●契約者の名義を変えたいとき（名義変更届）。

●請求書の送り先等を変えたいとき（請求先等変更届）。

●共同住宅扱いを適用している住宅で、世帯数が変わるとき（世帯数変更届）。

4 料金・漏水修繕、その他の内容について問い合わせたいとき。

水道工事に御理解・御協力を

■なぜ水道工事が必要なのですか？

いつでも安全な水をお届けするために

お客様の蛇口に安全な水をお届けするために、大きな役割を果たしている水道管。水道管は、多くの場合、道路下に埋設されており、交通量や地盤の状態などから、様々な影響を受けます。このため、日頃から定期的なメンテナンスが必要です。

いざというときのために

大きな地震が発生した際には、水道施設のうち水道管に多くの被害が発生します。被災した人々が最初に確保したいものの一つに「水」が挙げられます。

水道局では、過去の震災を教訓として、今まで以上に地震に強い水道施設造りに取り組んでいます。

大切な水を無駄なくお届けするために

古い水道管は、材質の経年劣化、通行車両や道路工事による振動など様々な要因により、常に漏水の危険にさらされています。漏水は、貴重な水資源を無駄にするばかりか、道路陥没などの二次災害を引き起こす原因になります。

そこで、漏水の修理や古くなった水道管の取替えを行い、漏水量を減らすよう努力しています。

その結果、平成4年度には10.2%もあった漏水率を平成24年度は2.0%まで改善することができました。



▲古い水道管の取替え

水道局を装った悪質な訪問業者に御注意を！

水道局職員（又は局からの委託）を語る悪質訪問業者が後を絶ちません。

水道局では、事前に依頼のない水質検査や浄水器・蛇口の販売・取付けは行っていません。

また、お客様の宅地内の給水設備（水道管）の点検・清掃・修理などを行ったり、業者に依頼したりすることはありません。

主な手口

- 水道水に試薬を入れ、「色が変わった」と不安をあおり、1,000円ほどの蛇口取り付け器具や数十万円の浄水器の購入を持ちかける。
- 「水の出方を確認するため、水道局から派遣されました。」などと偽り、家に上がり込み、毎回の水道料金や口座情報を聞き出す。
- 床下調査のためと敷地に入り込み、漏水工事を行ったふりをして代金をだまし取る。

不審な訪問業者への対応

敷地や玄関の中に入れず、勝手に作業をさせないでください。

「身分証明証」や水道局が発行した「作業委託証明書」を確認してください。

その場ですぐに契約や依頼及び支払をしないでください。

不審に思った場合は、こちらまで御連絡ください。

水道局に関連する業者が来たら… 表紙に記載の各お客さまセンターへ
契約をしてお困りの時は…… 東京都消費生活総合センター

☎03-3235-1155